

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	市営住宅事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高梁市は、市営住宅事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

事務の一部を外部業者に委託しているため、秘密の保持に関して契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

岡山県高梁市長

公表日

令和7年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	市営住宅事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none">・公営住宅法、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律及び市条例等の規定により、市営住宅の入居申請の受理、収入の申告の受理、家賃決定、家賃減免、住宅の明渡し等の事務を行う。・特定個人情報は、次の事務に使用する。<ol style="list-style-type: none">①入居時の入居資格確認(所得要件・居住要件等)②公営住宅入居時の家賃決定・敷金決定③公営住宅入居後の収入申告書の受理④家賃減免及び各種所得情報の照会⑤出産・死亡等による世帯情報の変更を確認⑥明渡し請求に関する事務
③システムの名称	・住宅管理システム、・団体内統合宛名システム、・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
・入居者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none">1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)・番号法第9条第1項 別表27の項・番号法第9条第2項 「高梁市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第18条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(別表における情報提供の根拠) :なし (別表における情報照会の根拠) :第一欄が「市町村長」の項のうち、第二欄に「公営住宅の管理に関する事務」が含まれる項(53の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	土木部都市整備課
②所属長の役職名	都市整備課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	高梁市松原通2043番地 総務部総務課行政情報係(TEL0866-21-0209)

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	高梁市松原通2043番地 土木部都市整備課住宅係(TEL0866-21-0237)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<input type="checkbox"/> 1,000人以上1万人未満 <input type="checkbox"/> 1,000人未満 (任意実施) <input type="checkbox"/> 1,000人以上1万人未満 <input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> 10万人以上30万人未満 <input type="checkbox"/> 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<input type="checkbox"/> 500人未満 <input type="checkbox"/> 500人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<input type="checkbox"/> 発生なし <input type="checkbox"/> 発生あり

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこととしている。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ、申請者から承諾をえて4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。 ・特定個人情報の記載がある書類は、施錠できる書棚に保管することを徹底している。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	あらかじめ定められた様式に基づき、必要な情報のみを提供を受けることとしているため、不要な情報の入手が行われることはない。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年5月7日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	高梁市落合町近似286番地1 産業経済部まちづくり課住宅係(TEL0866-21-0237)	高梁市松原通2043番地 産業経済部まちづくり課住宅係(TEL0866-21-0237)	事後	重要な変更にあたらないため、事前の提出・公表が義務づけられない(問合せ先)
平成28年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	まちづくり課長 横山浩二	まちづくり課長 妹尾英利	事後	重要な変更にあたらないため、事前の提出・公表が義務づけられない(所属長)
平成31年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署	産業経済部まちづくり課	産業経済部都市整備課	事後	重要な変更にあたらないため、事前の提出・公表が義務づけられない(部署名)
平成31年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	まちづくり課長 妹尾英利	都市整備課長 西本隆之	事後	重要な変更にあたらないため、事前の提出・公表が義務づけられない(所属長)
平成31年4月1日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	高梁市落合町近似286番地1 産業経済部まちづくり課住宅係(TEL0866-21-0237)	高梁市松原通2043番地 産業経済部都市整備課住宅係(TEL0866-21-0237)	事後	重要な変更にあたらないため、事前の提出・公表が義務づけられない(問合せ先)
平成31年4月1日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	⑤家賃を滞納している世帯の所得情報を正確に把握することで督促や納付相談に活用	⑤明渡し請求に関する事務	事後	重要な変更にあたらないため、事前の提出・公表が義務づけられない(表現の変更)
令和3年7月9日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署	産業経済部都市整備課	土木部都市整備課	事後	重要な変更にあたらないため、事前の提出・公表が義務づけられない(部署名)
令和3年7月9日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	都市整備課長 西本隆之	都市整備課長	事後	重要な変更にあたらないため、事前の提出・公表が義務づけられない(所属長名から役職名への変更)
令和3年7月9日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	高梁市松原通2043番地 産業経済部都市整備課住宅係(TEL0866-21-0237)	高梁市松原通2043番地 土木部都市整備課住宅係(TEL0866-21-0237)	事後	重要な変更にあたらないため、事前の提出・公表が義務づけられない(部署名)
令和3年7月9日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事前	令和3年9月1日施行の法改正に伴うもの
令和7年4月1日	評価書名	公営住宅事務	市営住宅事務	事後	
令和7年4月1日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	公営住宅事務	市営住宅事務	事後	
令和7年4月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	公営住宅事務	市営住宅事務	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>・公営住宅法及び市条例等の規定により、公営住宅の入居申請の受理、収入の申告の受理、家賃決定、家賃減免、住宅の明渡し等の事務を行う。</p> <p>・特定個人情報は、次の事務に使用する。</p> <p>①公営住宅入居時の入居資格確認(所得要件・居住要件等)</p> <p>②公営住宅入居時の家賃決定・敷金決定</p> <p>③入居後の収入申告書の受理・家賃減免及び各種所得情報の照会</p> <p>④出産・死亡等による世帯情報の変更を確認</p> <p>⑤明渡し請求に関する事務</p>	<p>・公営住宅法、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律及び市条例等の規定により、市営住宅の入居申請の受理、収入の申告の受理、家賃決定、家賃減免、住宅の明渡し等の事務を行う。</p> <p>・特定個人情報は、次の事務に使用する。</p> <p>①入居時の入居資格確認(所得要件・居住要件等)</p> <p>②公営住宅入居時の家賃決定・敷金決定</p> <p>③公営住宅入居後の収入申告書の受理</p> <p>④家賃減免及び各種所得情報の照会</p> <p>⑤出産・死亡等による世帯情報の変更を確認</p> <p>⑥明渡し請求に関する事務</p>	事後	
令和7年4月1日	I 関連情報 3.個人番号の利用 ②法令上の根拠	<p>・番号法第9条第1項 別表第一の19の項</p> <p>・番号法第9条第2項 (略)</p>	<p>・番号法第9条第1項 別表27の項</p> <p>・番号法第9条第2項 「高梁市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」(略)</p>	事後	令和6年5月27日施行の法改正に伴う変更及び番号条例の追記
令和7年4月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠):なし(別表第二における情報照会の根拠):第一欄(情報照会者)が「公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(31の項)</p> <p>2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(別表第二における情報提供の根拠):なし(別表第二における情報照会の根拠):第22条</p>	<p>1. 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(別表における情報提供の根拠):なし(別表における情報照会の根拠):第一欄が「市町村長」の項のうち、第二欄に「公営住宅の管理に関する事務」が含まれる項(53の項)</p>	事後	令和6年5月27日施行の法改正に伴うもの
令和7年4月1日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和3年7月1日 時点	令和7年3月1日 時点	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和7年4月1日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年7月1日 時点	令和7年3月1日 時点	事後	再実施に伴う見直しによるもの

